

# 青森県報

号外第六十一号

令和二年  
五月二十二日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……

## 規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十八号

#### 青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 条例附則第十九条第一項に規定する住民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(令和二年政令第六十号)第三条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。

### 附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円